

# 非化石証書に係る表示等について

令和3年2月3日（水）

電力・ガス取引監視等委員会事務局



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 1. 電源構成表示関係

## 小売GL制定当初・電源構成表示を望ましい行為とした経緯

- 2016年に当初の小売GL（電力小売営業に関する指針）が制定される際、制度設計専門会合において電源構成表示を義務化するか否かについて議論が行われ、多数の委員は新規参入者の参入障壁になること等に基づき義務化は不要との意見であり、また、新電力より事業者の負担も考慮してほしいとの指摘もあったことから、義務化はせずに望ましい行為と位置付けられた。

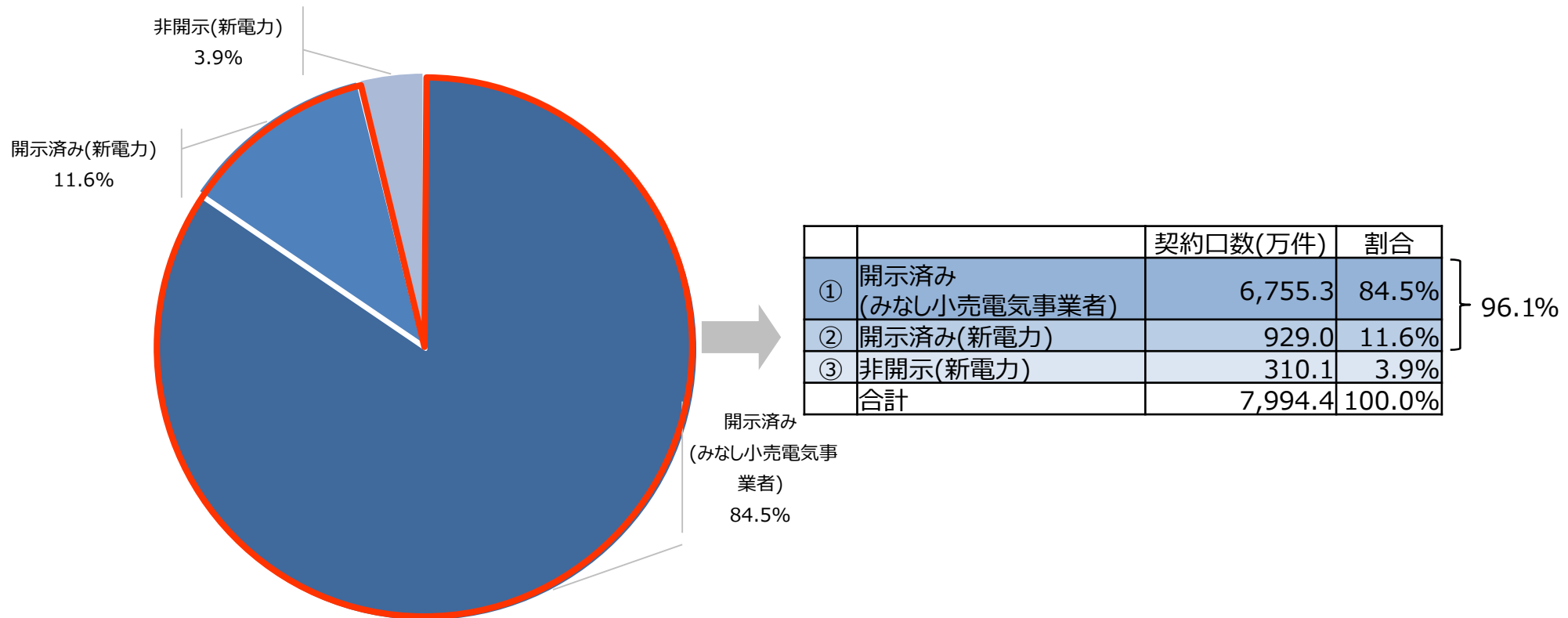
（義務化を不要とする主な意見）

- 電源構成開示の義務化については社会的コストが大きい。小さな事業者にとっては参入障壁になりうるものであり、義務化には反対。
- 電源構成開示義務は不要と考える。開示義務化に関しては、食品や繊維など健康被害や安全に直結するようなものに関しては義務化をするロジックはあるが、こういう類でないものに関して、なぜ義務化までしなければならないかの根拠が示されていない。
- 開示の有無は企業の自主判断に委ねるべきである。ただし、企業が自主的に電源構成を開示する際の表示の仕方については、ルール整備を行う必要がある。
- 事業者の創意工夫をなるべく引き出すことを目的としている中、必要のない義務は徹底的に排除し、必要な消費者保護をしっかりと行うことがシステム改革の趣旨に合致する。
- 電源構成を開示すること自体は良いことだが、事業者側のコストや手間も考慮していただきたい。事業者の中には、電源構成の開示を営業戦略としている場合も存在するため、開示の有無は各事業者の判断に任せてはどうか。〔新電力オブザーバー〕

## (参考) 電源構成の開示状況(一般家庭・契約口数)

- 一般家庭に供給を行っている事業者の契約口数ベース(令和2年9月時点)で見ると、需要家のうち96.1%が、電源構成を開示済みの事業者と契約している。

電源構成の開示状況 (2020年9月時点：家庭用)



※ 契約口数については令和2年9月時点の「電力取引報」結果を利用。

## 2. 非化石証書の表示関係（「実質再エネ」の点など）

### （1）非FIT非化石証書の取引開始を踏まえた表示ルールの検討経緯

- 2020年度から非FIT非化石電源に由来する非化石証書の取引が開始されたことに伴い、表示のルールに関し、小売GLの改定について、制度設計専門会合において、2020年の9月から12月の3回にかけて審議が行われた。

#### 【参考】制度設計専門会合 構成員等

（2020年12月1日時点）

##### （座長）

稲垣隆一 稲垣隆一法律事務所弁護士

##### （構成員）

林泰弘 早稲田大学大学院先進理工学研究科教授  
圓尾雅則 SMBC日興証券株式会社マネージング・ディレクター  
安藤至大 日本大学経済学部教授  
岩船由美子 東京大学生産技術研究所特任教授  
大橋弘 東京大学大学院経済学研究科教授  
草薙真一 兵庫県立大学国際商経学部教授  
新川麻 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士  
武田邦宣 大阪大学大学院法学研究科教授  
村上千里 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会環境委員長  
松村敏弘 東京大学社会科学研究所教授  
山内弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科特任教授

##### （オブザーバー（電力））

木川晶博 中部電力ミライズ株式会社執行役員リビング・ビジネス営業本部長  
國松亮一 一般社団法人日本卸電力取引所企画業務部長  
都築直史 電力広域的運営推進機関機関事務局長  
中野明彦 S Bパワー株式会社代表取締役兼CEO  
野崎洋介 株式会社エネット取締役営業本部長  
松本一道 九州電力株式会社コーポレート戦略部門部長（エネルギー戦略担当）  
白銀隆之 関西電力送配電株式会社執行役員企画部担当  
吉田充志 消費者庁参事官（調査・物価等担当）  
小室尚彦 公正取引委員会 調整課長  
下村貴裕 資源エネルギー庁電力産業・市場室長  
森本将史 資源エネルギー庁電力基盤整備課電力供給室長

## 2. 非化石証書の表示関係 (2) 「実質再エネ」の表示の論点

- 「実質再エネ」との表示については、電源を表示しない事業者や分かりにくい箇所に表示する事業者がおり消費者の誤認を招きかねないとの指摘も踏まえつつ審議がなされた。
- その中で委員より下記のような指摘がなされ、次表のように、「**実質再エネ**」との表示は認めることとしつつ、消費者の誤認を防ぐため、**近接した箇所に電源を表示すること等を前提として求める**こととされた。

第52回制度設計専門会合資料  
(令和2年12月)より作成

「再エネ」表示の整理

①再エネ指定証書 + 非FIT再エネ電源	②再エネ指定証書 + FIT電気	③再エネ指定証書 + ①②以外の電源の電気 (JEPX調達・化石電源等)	④証書使用なし
再エネ	再エネ (+ FIT電気の説明)※1	実質再エネ (+ 調達電源の説明)※2	訴求不可

※1 FIT電気については、現行小売GL上求められている3要件((ア)「FIT電気」であること、(イ)FIT電気の割合、(ウ)FIT制度の各説明)を引き続き求める。

※2 環境価値の表示・訴求と近接する分かりやすい箇所に、電源構成や主な電源の表示を行い、これに再エネ指定証書を使用している旨の説明を行うことを前提とする。

### (制度設計専門会合での指摘)

- JEPX・化石電源等については、再エネ証書を使っても何ら「再エネ」と言えないのでは再エネ証書を買う意味がなくなる。このような対応は絶対に避けるべき。RE100でも市場調達 + 再エネ証書で認められており、これも踏まえて実質「再エネ」とは言える方向で検討すべき。電源を併せて説明させるという事務局案には賛成。
- 消費者への分かりやすさも大事だがそれ以外に考えなければならない点もあり、事務局案はバランスの取れたベストな案と思う。非化石証書に買う魅力がないと相応の価格がつかず、再エネ発電事業者の利益も損なう。「実質再エネ」との表示は可として電源の説明も付加させる事務局案は合理的。
- 旧一電以外の新電力の電源調達は、取引所が90%などというのが通常の姿。取引所を利用している事業者が不利にならないように整理してほしい。